

2010年（平成22年）5月19日

経済産業省中小企業庁事業環境部経営安定対策室
パブリックコメント担当 御中

大阪弁護士会
会長 金子武嗣

「中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

意見の趣旨

「中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令案」における第10条の2において、共済金を貸し付ける事態に関する要件として「弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が、共済契約者に対して書面によってする支払を停止する旨の通知」が挙げられているところ、同法3条1項及び2項に定めるいわゆる認定司法書士の権限が、私的整理における債務（債権）額が金140万円以内に限られる関係上、中小企業者（中小企業倒産防止共済法2条1項）の私的整理の代理人となることを認めること自体、弁護士法72条に定める非弁行為という違法行為を助長することになりかねず、ひいては中小企業倒産防止制度に対する社会の信頼を揺るがしかねないことから、「司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人」とある部分を削除すべきである。

意見の理由

- 1 中小企業倒産防止制度は、制度発足以来、中小企業者（中小企業倒産防止共済法2条1項）の連鎖倒産を防止するという重要な機能を担ってきた。今回の法改正により、本制度をより拡大し、中小企業者の利用促進を図ろうとすることに対して、本会としても大いに賛同するものである。しかしながら、共済事由の拡大の中で、以下に述べるとおり、法律上の問題があるので、意見の趣旨記載のとおりに対処を求める次第である。
- 2 弁護士法72条と認定司法書士の代理権限について
 - (1) 同法72条の制度趣旨は、弁護士としての資格がない者が、有償で他人の法律事件に介入すると、国民の法律生活の公正かつ円滑なとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになる（最大判昭和46年7月14日判決 刑集25巻5号690頁、判例時報636号26頁）ことから、それらの者を排除し国民の権利を保護しようとするものであり、そのため、同条に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下

の罰金に処せられるとともに（同法 77 条 3 号）、同法 72 条違反の行為は私法上無効とされる。

これに対し、司法書士法 3 条 1 項及び 2 項は、弁護士法 72 条の特則として、いわゆる認定司法書士に対し債権（債務）額が 140 万円を超えない範囲内で簡裁訴訟代理や裁判外代理権を与えている。

司法書士に簡裁訴訟代理等関係業務権限を与えた趣旨は、簡易裁判所における訴訟が高度な法律的知識又は能力を必要とするものではなく、かつ、裁判官が事実の発見に積極的に関与する特性があることから、司法書士に能力担保措置を講じて訴訟代理権を認めても、弁護士法 72 条の制度趣旨を害さないと考えられたことにある。

(2) ところが、過大な債務を負担している中小企業者について、破産手続開始又は民事再生手続開始の各申立手続や私的整理等いかなる手段を選択するかは、それらの者の経済的生死を決するという重大な結果を及ぼすため、その選択実行においては、いかなる場合であっても高度な法的判断を含んでいるというべきである。そうすると、認定司法書士あるいは認定司法書士法人（以下、「認定司法書士ら」という）が中小企業者の破産手続開始決定等の法的倒産手続や私的整理に関与することは、認定司法書士らに代理権を例外的に認めた弁護士法の上記趣旨に反することとなり、弁護士法 72 条に抵触するものといわざるを得ない。

3 認定司法書士が関与する債務整理と共済制度との関係について

共済事由たる法的倒産手続は、破産手続開始、民事再生開始、更生手続開始又は特別清算開始の各申立て（中小企業倒産防止共済法 2 条 2 項 1 号）とされ、いずれも地方裁判所が管轄する手続で、認定司法書士らには代理権限が認められていない。

中小企業者の倒産において、全債権者の債権（債務）額がいずれも 140 万円を下回ることはおよそありえないから、認定司法書士らが、私的整理の一環として、取引の相手方である共済契約者に対し、書面によって売掛債権等に係る債務の支払いを停止する旨、通知することはありえない。認定司法書士らが債権者に支払いを停止する旨通知するのは、通常、貸金業者からの請求の停止や債権額の利息制限法に基づく引き直し計算のための資料の提供を要求することを目的とする、いわゆる個人の多重債務整理案件においてである。

よって、認定司法書士らが中小企業者の代理人として関与する場合を共済事由に挙げる必要性は存在しない。

4 結語

以上の理由により、今次の中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令案における共済金貸付の要件のうち、「又は司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人」の部分は削除すべきである。

以 上